

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十一年八月十三日

広島県知事 藤田 雄山

| | | | | | |
|----------------------|-------|---------------------|---|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人の名称 | 奥田 耕造 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 | 定款変更の内容 | 申請の日 |
| 特定非営利活動法人広島県生活安全防犯協会 | | 広島県広島市西区横川町一丁目一〇番一号 | この法人は、国及び防犯に関わる行政機関等が実施する防犯活動に積極的に協力し、県民の防犯思想の高揚に努めると共に犯罪防止に関する調査・研究並びに自主的な犯罪防止活動を実施し、併せて優良な防犯機械の普及徹底を図るため必要な情報の提供や指導をするなど、安全な地域づくりに貢献することを目的とする。 | ・事業の変更 | 平成二十一年七月二三日 |